

計画書の作成はお任せください！

きずな

特定相談支援事業所 一般相談支援事業所 障害児相談支援事業所



平成 24 年 4 月の法律改正により、障害者総合支援法および児童福祉法に基づく福祉サービスを利用する場合に、どのサービスを・どの事業所で・どれくらい使うかなどの「計画案作成」「計画書作成」や、サービスが合っているかを継続確認する「モニタリング」をする仕組みの「相談支援事業」が始まりました。

きずなでは、子どもからおとなまで年齢を問わず、相談支援事業を通じて計画書が必要な方をサポートすることができます。

相談やお問い合わせは、お気軽にご連絡ください。

☆ 連絡先 ☆

相談支援事業所 きずな
(町田・那須・川合・百鬼・
大畠・伊藤・山下)

電 話 (053) - **583-1148**

受付時間 平日：午前8時30分～午後5時30分

住 所 〒431-3423

浜松市天竜区渡ヶ島180-3

FAX 053-583-1220

メール kizuna.so-sk@tenryu-kohseikai.or.jp

ホーリー https://www.tenryu-kohseikai.or.jp/

- 相談は無料です。
- 個人情報に関する内容は、秘密を保持します。



- 強度行動障害支援者養成研修修了者、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修修了者、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を配置し、皆さんの相談に対応させていただきます。

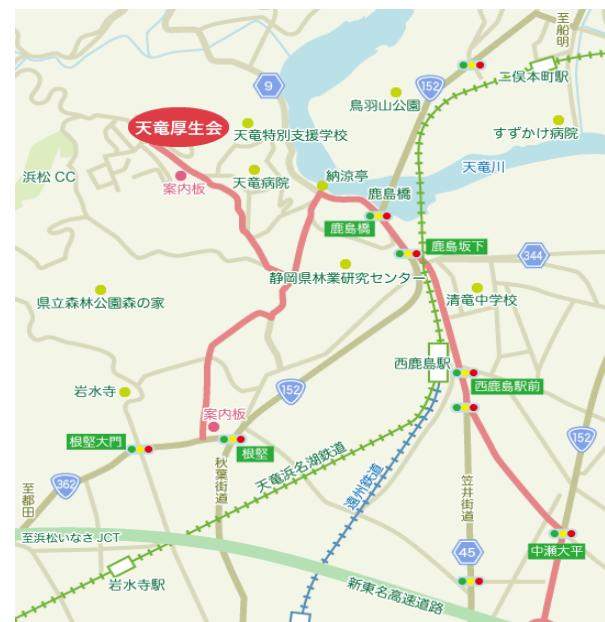
運営主体

社会福祉法人
天竜厚生会

当会は「わたしたちは熱い心・豊かな知識・すぐれた技術で、ひとりを、すべての人をアシストします」をスローガンに、浜松市を中心に静岡県内で高齢者、障がいのある方、児童等への施設・在宅・訪問・医療サービス事業を提供しています。

☆ 事務所のご案内 ☆

- 遠州鉄道「西鹿島駅」下車後、遠鉄バス『厚生会行き』乗車「福祉工場」下車
- 新東名浜松浜北 ICより約 10 分
天竜厚生会法人本部事務所北側の建物です



生活で困っていること、不安に思っていることなどの相談をうかがい、法制度や福祉サービスの利用を含め、解決方法と一緒に考え、支援します。

《相談内容》

- | | | |
|---------|------------|--------|
| ○福祉サービス | ○障がいや病状の理解 | ○生活技術 |
| ○健康・医療 | ○保育・教育 | ○家計・経済 |
| ○権利の擁護 | ○家族関係・人間関係 | |